

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和七年十二月十二日

埼玉県監査委員 小笠原 薫子
埼玉県監査委員 梶田 美佐子
埼玉県監査委員 鈴木 正人
埼玉県監査委員 齊藤 邦明

令和7年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和6年度、令和7年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 20機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和7年8月20日～令和7年10月15日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果のかどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のかか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 なし

＜参考：指摘事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要

- と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概 要
1	教育委員会	春日部女子高等学校	<p>令和7年度に締結した「埼玉県立春日部女子高等学校フィールドワーク及び成果発表会サポート業務委託」について、委託契約の仕様書では、業務内容として、「東武動物公園での活動の機会を確保し、探究の授業成果をフィールドワークで生かせるよう相手方企業と調整すること」、「成果発表会の会場として春日部市民文化会館を確保し、今年度の探究活動の成果を適切に評価できるよう評価基準を作成すること。また、成果発表会後の生徒、保護者等からの評価を集計すること」と定めており、業務概要のみの記載にとどまっていた。</p> <p>本件契約は、学校と受託業者間で事前に業務内容の詳細を確認していたことから、契約内容の実施に支障は生じていないが、委託業務の詳細な内容が仕様書に記載されておらず、契約内容が対外的に不明確なまま契約を締結していたことは不適切であった。</p>

<参考：注意事項>

- 事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 1件 (1機関)

番号	部局	機関	意 見 内 容
1	農林部	さいたま農林振興センター	<p>当センターでは、公用車へのガソリン（レギュラーガソリン）の給油に当たり、所定の2か所の給油所からガソリン単価の見積書を毎月1日に提出してもらい、当該単価に基づき算出された購入価格で支払手続を行っていた。その結果、埼玉県内の令和7年8月のレギュラーガソリンの平均現金小売価格は、1ℓ当たり169円～170円となっていたところ、提出された見積書の単価がA社187円、B社175円であったことから、当該見積単価でガソリンを購入していた。</p> <p>一方で、出納総務課では、店頭表示価格でガソリン等を購入できる「公用車給油用クレジットカード」（以下「公用車用カード」という。）の取扱いを開始しており、地域機関においても、令和元年6月から公用車用カードの利用が可能となった。</p> <p>当センターで購入しているガソリン単価については、</p>

		A社・B社間でも乖離があり、また、店頭表示価格を上回っている可能性が高いため、公用車用カードを利用するなど適正な単価でガソリンを購入するよう見直しを行っていただきたい。
--	--	--

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

- ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの
- イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの
- ウ その他監査委員が必要と認めるもの

別紙

所管部局	監査対象機関
福祉部	総合リハビリテーションセンター
保健医療部	幸手保健所
産業労働部	春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター
県土整備部	鉄道高架建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所
企業局	大久保浄水場、新三郷浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
教育委員会	上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、春日部女子高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、越谷特別支援学校、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校